

■ 改正概要

1. 東根市建設工事請負契約約款の改正について

- ・前払金が請求できる請負代金額を 130 万円から 200 万円に改める。
- ・前払金の使用等について、現場管理費及び一般管理費等のうち、この工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費の支払いに充当することができるよう改める。

2. 東根市建設工事元請下請関係適正化指導要領の改正について

- ・下請報告書及び下請業者一覧を省略することができる予定価格を 130 万円から 200 万円に改める。

■ 適用

令和 8 年 1 月 1 日以降に発注手続きを開始(施行同)する設計書から適用